

総行経第25号  
平成29年4月25日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県議会議長  
各指定都市議会議長

} 殿

総務省自治行政局長

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した  
指定管理者制度の運用について（通知）

平成28年熊本地震における対応で課題が指摘されたものについて、今後の震災対策に活かすため、中央防災会議防災対策実行会議に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援ワーキンググループ」が設置され、平成28年12月20日に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」がとりまとめられ、平成29年4月11日開催の第37回中央防災会議にて報告されたところです。

本報告においては、関係者間の連携の不足に伴う課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘され、実施すべき取組として、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話し合いを行うことが必要である。」とされています。

については、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について、下記の点に留意の上、適切な運用に努められるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願ひします。

## 記

### 1. 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

#### (1) 指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

#### (2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

#### (3) 指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

#### (4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

#### (5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安

全管理、個人情報等の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

## 2. 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

### (1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておく必要があること。

### (2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないように、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

## 3. その他

1及び2については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。

## 2-9 緊急避難場所指定方針および指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための場所または施設として、災害の種類ごとに市が指定する。

### 1 緊急避難場所指定方針

#### (1) 洪水時の指定緊急避難場所の指定方針

- ア 原則として、水防法で指定される浸水想定区域外に立地する施設とするが、浸水想定区域内においては、想定浸水深を超える高さに居室がある施設
- イ 同時に発生する可能性が高いため、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設
- ウ 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること
- エ 大雨や風から身を守ることができること

#### (2) 土砂災害（がけ崩れ、土石流）時の指定緊急避難場所の指定方針

- ア 土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設
- イ 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること
- ウ 土砂災害が発生する気象状況（集中豪雨）から身を守ることができること

#### (3) 地震時の指定緊急避難場所の指定方針

- ア 地震に伴う土砂災害の発生を考慮し、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設または場所
- イ 建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する施設
- ウ 建物の倒壊や火災の影響を受けない、駐車場、グラウンド、広場等
- エ 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること

## 2 指定緊急避難場所一覧

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	○	○	○
	2	金勝幼稚園 (幼稚園)	御園 1009-1	558-0829	○	○	○
	3	金勝第1 保育園 (幼稚園)	御園 1009-1	558-0250	○	○	○
	4	金勝第2 保育園 (幼稚園)	御園 1028	558-0068	○	○	○
	5	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	○	○	○
	6	金勝児童館	御園 983	558-3527	○	○	○
	7	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	○	○	○
	8	荒張スポーツ広場	荒張 669	—	—	—	○
治田	9	治田小学校	坊袋 77	552-0449	○※	○	○
	10	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	—	○	○
	11	治田保育園	坊袋 162	552-1079	—	○	○
	12	治田児童館	目川 871-1	551-1431	—	○	○
	13	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	○※	○	○
	14	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	○※	○	○
	15	聾話学校	川辺 664	552-1380	○※	○	○
治田東	16	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	○※	○	○
	17	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	○	—	○
	18	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	○	○	○
	19	治田東幼稚園 (幼稚園)	安養寺 6-7-29	552-1717	○	○	○
	20	学習支援センター	安養寺 3-1-1	551-0145	○※	○	○
	21	治田東保育園 (幼稚園)	安養寺 6-7-12	554-0054	○	○	○
	22	栗東市総合福祉保健センター (なごやかセンター)・治田東児童館	安養寺 190	554-6100	○	○	○
治田西	23	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	○※	○	○
	24	治田西幼稚園 (幼稚園)	中沢 1-6-3	553-4641	○※	○	—
	25	治田西保育園 (幼稚園)	中沢 1-4-22	553-4651	○※	○	—
	26	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	○※	○	○
	27	治田西スポーツセンター	小柿 1-1-11	554-0169	○※	○	○
	28	栗東市ゆうあいの家 (老人福祉センター)・治田西児童館	小柿 1-10-10	554-1004	○※	○	○
葉山東	29	葉山東小学校	小野 320	553-8300	○	○	○
	30	葉山東幼稚園 (幼稚園)	小野 460-1	553-9110	○	○	○
	31	葉山東保育園 (幼稚園)	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	32	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	○※	○	○
	33	葉山東児童館	小野 480-1	552-6149	○	○	○
	34	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	○	○	○
	35	国際情報高等学校	小野 36	554-0600	○	○	○
	36	栗東高等学校	小野 618	553-3350	○	○	○
葉山	37	葉山小学校	高野 310	552-0018	○※	○	○
	38	葉山幼稚園 (幼稚園)	高野 289	552-4864	○※	○	○
	39	葉山保育園 (幼稚園)	高野 289	552-0079	—	○	○
	40	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	—	○	○
	41	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	○※	○	○
	42	栗東市やすらぎの家 (老人福祉センター)	出庭 700-1	554-0606	○	○	○
	43	野洲川体育館	出庭 2083	553-1006	—	○	○
	44	高野公園	高野 727	—	—	—	○
大宝	45	大宝小学校	縹 7-14-19	552-2279	○※	○	○
	46	大宝幼稚園	縹 8-16-9	552-1698	○※	○	○
	47	大宝児童館	縹 6-13-10	551-1950	—	○	○

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
大宝	48	コミュニティセンター大宝	糺 7-9-21	553-1900	○※	○	○
	49	栗東西中学校	糺 4-13-47	553-9101	○※	○	○
	50	大宝公園	糺 7-5-5	-	-	-	○
大宝東	51	栗東芸術文化会館	糺 2-1-28	551-1455	○※	○	○
	52	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	○※	○	○
	53	大宝カナリヤ保育園	野尻 584	552-2088	-	○	○
大宝西	54	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	○※	○	○
	55	大宝西幼稚園	霊仙寺 5-6-19	553-3788	○※	○	○
	56	大宝西保育園	十里 400	553-6990	○	○	○
	57	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	○※	○	○
	58	大宝西児童館	霊仙寺 4-2-66	552-7240	-	○	○
	59	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	○	○	○
	60	十里体育館	十里 405-1	553-1701	○	○	○

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

## 2-10 避難所指定方針および指定避難所一覧

指定避難所は生命、身体の危険から身を守ることを目的とする指定緊急避難場所とは異なり、被災者の住宅が回復するまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居できるまでの一定期間滞在して避難生活を送る施設として位置づけ、学校施設等を主体に構造、規模および用途の点から安全で適切な施設を指定する。

### 1 避難所指定方針

おおむね、以下の条件を満たすこととする。

- 避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

### 2 指定避難所一覧

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	備考
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	
	2	金勝幼稚園 (幼稚園)	御園 1009-1	558-0829	
	3	金勝第1保育園 (幼稚園)	御園 1009-1	558-0250	
	4	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	
	5	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	
治田	6	治田小学校	坊袋 77	552-0449	
	7	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	
	8	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	
治田東	9	聾話学校	川辺 664	552-1380	
	10	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	
	11	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	
	12	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	
	13	治田東幼稚園 (幼稚園)	安養寺 6-7-29	552-1717	
治田西	14	治田東保育園 (幼稚園)	安養寺 6-7-12	554-0054	
	15	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	
	16	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	
	17	治田西幼稚園 (幼稚園)	中沢 1-6-3	553-4641	
葉山東	18	治田西保育園 (幼稚園)	中沢 1-4-22	553-4651	
	19	葉山東小学校	小野 320	553-8300	
	20	葉山東幼稚園 (幼稚園)	小野 460-1	553-9110	
	21	葉山東保育園 (幼稚園)	小野 465-1	553-9102	
	22	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	
	23	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	
	24	国際情報高等学校	小野 36	554-0600	
	25	栗東高等学校	小野 618	553-3350	
葉山	26	葉山小学校	高野 310	552-0018	
	27	葉山幼稚園 (幼稚園)	高野 289	552-4864	
	28	葉山保育園 (幼稚園)	高野 289	552-0079	
	29	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	
大宝	30	大宝小学校	縹 7-14-19	552-2279	
	31	コミュニティセンター大宝	縹 7-9-21	553-1900	
	32	栗東西中学校	縹 4-13-47	553-9101	
大宝東	33	栗東芸術文化会館	縹 2-1-28	551-1455	
	34	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	
大宝西	35	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	
	36	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	
	37	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	

## 指定管理者制度導入施設一覧表

【R6.4.1現在】

### レクリエーション・スポーツ施設

施設名	指定管理者名	指定期間	施設所管課
自然活用総合管理棟 (道の駅こんぜの里りっとう)	滋賀南部森林組合	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	農林課
こんぜの里バンガロー村			
森林体験交流センター(森遊館)	一般社団法人栗東市観光協会		
栗東市民体育館	公益財団法人栗東市スポーツ協会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	スポーツ・文化振興課
栗東運動公園			
治田西スポーツセンター			
十里体育館			
平谷球場			
野洲川体育館			
野洲川運動公園			
弓道場			

### 産業振興施設

施設名	指定管理者名	指定期間	施設所管課
農林業技術センター	滋賀南部森林組合	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	農林課
栗東農畜産物処理加工施設 (道の駅アグリ郷栗東)	アグリ郷栗東株式会社	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	
栗東シルバーワークプラザ	公益社団法人 栗東市シルバー人材センター	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	商工観光労政課

### 文教施設

施設名	指定管理者名	指定期間	施設所管課
栗東芸術文化会館(さくら)	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	スポーツ・文化振興課
自然体験学習センター(森の未来館)	株式会社フォレストアドベンチャー	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	生涯学習課

### 社会福祉施設

施設名	指定管理者名	指定期間	施設所管課
身体障がい者デイサービスセンター	社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	障がい福祉課
障がい児地域活動施設	特定非営利活動法人 チヨ-栗東元気玉クラブ	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	
老人福祉センター(やすらぎの家)	社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	長寿福祉課
老人福祉センター(ゆうあいの家)			
老人福祉センター(なごやかセンター)			
治田学童保育所	社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	子育て支援課
治田西学童保育所			
治田東学童保育所			
葉山学童保育所			
葉山東学童保育所			
金勝学童保育所			
大宝学童保育所			
大宝西学童保育所			
大宝東学童保育所			

事務連絡  
令和6年4月 日

指定管理者制度導入施設所管課  
指定管理者制度ご担当者様

危機管理課 大角 雅人

### 指定管理者の災害対応に関する説明会の開催について

指定管理者制度導入施設について、指定管理者の災害時の体制や動きについて明確になっていなかったため、今後の体制等について、施設所管課へ説明を行うものです。

つきましては、下記の日程にて、説明会を開催しますので、各施設の所管課ご担当者は出席いただきますようお願いいたします。出席者の報告は、別添出席表の提出を令和6年5月10日（金）までに危機管理課へ回覧レポートかメール、担当者：林へLoGo チャットにて回答をお願いいたします。

### 記

#### 1. 開催日時・会場

日時：令和6年5月17日（金） 10時00分  
会場：危機管理センター 2階 防災研修室

#### 2. 説明会開催主旨

指定管理者制度導入施設について、公の施設であることから、発災時には利用者や避難者が避難先として利用されることが想定されます。その際、指定避難所となっている施設、なっていない施設での対応の違いや、初期対応や費用面など明確にされておらず、発災時の対応が施設によって統一されず、指定管理者や避難者が混乱することが考えられます。

発災時の対応に混乱が生じないため、事前に危機管理課と所管課合同で指定管理者へ、覚書、協定の締結、手引き・指針による発災時の対応の説明を行うことを考えております。その内容や、今後のスケジュールについての説明会となります。

#### 3. 問合せ先

危機管理課 林（PHS71151） TEL 551-0109 （内線3510）

危機管理課 宛て

報告者

---

指定管理者の災害対応に関する説明会

出席者報告

所属課	
職名	
氏名	
P H S	

令和6年5月10日（金）までに危機管理課 林までご回答をお願いします。